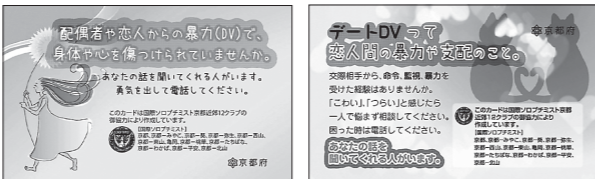


◇DV防止啓発カード・冊子をご活用ください◇

京都府では、DV被害を受けたときや相談されたときに適切な対応ができるよう、DVの実態や主な相談窓口を紹介する啓発カードや冊子を作成し、公共施設等のトイレ等に設置するとともに、府内の学校に配布しています。その他、設置にご協力いただける場合は、下記までご連絡ください。



【お問い合わせ先】 京都府文化生活部男女共同参画課 (TEL075-414-4292) DV・デートDV防止啓発カード



DV・デートDV防止啓発冊子



幼児の保護者向けリーフレット



小学生向けノート

～ひとりで悩んでいませんか？～

DVは自分たちだけで解決するのが難しい問題です。あなたが非難されることはありません。DVかもしれないと思ったら、勇気を出して相談窓口にご相談ください。プライバシーは固く守ります。

※ 京都府の主な相談機関 緊急時・危険を感じたら迷わず110番

相談機関	電話番号	開設日・時間
京都府家庭支援総合センター	DV専用 075-531-9910	毎日 9:00～20:00 (年中無休)
京都府南部家庭支援センター (宇治児童相談所)	DV専用 0774-43-9911	月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
京都府北部家庭支援センター (福知山児童相談所)	DV専用 0773-22-9911	月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
京都府警察総合相談室 (京都府警察本部)	短縮ダイヤル#9110 075-414-0110	月～金曜日 (休日及び年末年始の閉庁日を除く) 9:00～17:45
京都府男女共同参画センター らら京都<女性のための相談>	075-692-3437	月～土曜日 (祝日・年末年始除く) 10:00～18:00
京都市DV相談支援センター	075-874-4971	月～土曜日(祝日・年末年始除く) 9:00～17:15 相談受付時間外の緊急時は 075-874-7051へ
舞鶴市DV相談支援センター	0773-65-0056	月～金曜日 9:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
京都市男女共同参画センター ウイングス京都 女性のための相談 (電話)	電話相談専用 075-212-7830	電話相談・面接予約受付時間 月曜、木～土曜日 10:00～17:00 火曜 10:00～20:00 (祝日・年末年始を除く)
京都市男女共同参画センター ウイングス京都 女性のための相談 (面接) 女性への暴力相談 (面接) 男性のための相談 (面接)	面接予約専用 075-275-9933	
京都市男女共同参画センター ウイングス京都 男性のための相談 (電話)	電話相談専用 075-277-1326	第2・4火曜日 19:00～20:30 (祝日・年末年始除く)
京都府性暴力被害者ワンストップ相談支援センター 京都SARA	075-222-7711	電話相談 毎日24時間 ※22:00～翌10:00は内閣府が設置する夜間休日対応コールセンターにつながります。
京都YWCA・APT Asian People Together 外国人のための相談	075-451-6522 apt@kyoto.ywca.or.jp	ベトナム語/フィリピン語/タイ語/中国語/英語による相談 月曜日 13:00～16:00 木曜日 15:00～18:00

この他にも各市町村役場などに相談窓口が設置されています。内閣府では、DVに悩んでいる方へ、お近くの相談窓口を案内する電話番号案内サービスを提供しています。発信地等の情報から最寄りの相談機関の窓口に電話が自動転送され、直接ご相談いただくことができます。

●全国統一ダイヤル #8008 (はれれば)

- ※ご利用には通話料がかかります。
- ※ご相談は、各機関の相談受付時間内に限ります。
- ※一部のIP電話からはつながりません。

企画・編集・発行 京都府文化生活部男女共同参画課
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
TEL: 075-414-4292 FAX: 075-414-4293
E-mail: danjokyodo@pref.kyoto.lg.jp

配偶者等からの暴力

DV防止啓発ニュース vol.18

京都府 令和6年3月発行

「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(第5次)」を策定しました

京都府では、DVの被害者自身や周囲の方々の気づきを促す啓発や、相談・保護から社会的な自立に至るまでの継続的な支援に加え、DV加害者を対象とした更生のためのカウンセリングに取り組んでまいりました。この度、配偶者暴力防止法(DV法)の一部改正を踏まえてDV計画を改定し、民間支援団体を含む関係機関と緊密に連携を図りながら、DVをはじめとするあらゆる暴力を許さない社会の実現を目指します。

DV法の主な改正事項

重篤な精神的被害を受けた場合にも保護命令の対象が拡大します。

- ・接近禁止命令等について、発令の対象を拡大
- ・被害者の子への電話等禁止命令の創設
- ・保護命令違反に関する罰則の加重

より詳しく内容を知りたい方は内閣府のHPまで

内閣府男女共同参画局
配偶者暴力防止法の
令和5年一部改正法情報

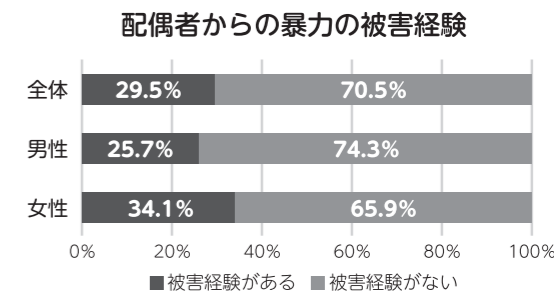


第5次計画の要点

計画期間：令和6年～10年
～主な新規・拡充の取組～

- 暴力に苦しむ被害者に向けた情報提供
・被害への気づきを促すため、チェックリストやDV行為(精神的暴力含む)の例をカード・チラシ・SNS等で周知します。
- 相談体制の充実・強化
・性別に関わらずDVに悩むすべての方のための相談窓口を設置するとともに、女性相談員だけでなく男性相談員による相談対応も行います。
- 切れ目のない支援体制に向けた関係機関との連携強化
・身体的・心的外傷等を抱える支援対象者の被害回復のため、医療機関等の専門機関への相談・連携体制を整えます。
- DV家庭に育つすべての子どもへの支援
・DVが子どもの心に及ぼす影響等への理解を深めるため、保育士や教職員等への研修や啓発等の充実を図るとともに、DV家庭に育つすべての子どもへの見守り支援体制の充実を図ります。
- 関係機関の連携強化
・配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する法定協議会を設置し、個別ケースも含めて連携を図りながら情報交換を行うとともに、被害者の相談、保護、社会的自立支援に関する協議を行い、支援の充実を図ります。

令和4年度「配偶者等からの暴力に関する調査」結果



- ・男性の約78%、女性の約53%が「被害を誰にも相談していない」
- ・相談先として多かったのは「家族・親戚」、「友人・知人」

お気軽に専門家に相談を
京都府「DVに関する相談窓口」はこちら



計画の基本目標

- (I) DV被害に気づく環境づくり
- (II) 暴力を許さない意識・環境づくり
- (III) 総合的な相談・保護体制の充実
- (IV) 自立のための継続的支援体制の確立及び関係機関の連携強化
- (V) 被害者の状況に応じた支援体制の推進

より詳しく計画について知りたい方は京都府HPまで
京都府HP ドメスティック・バイオレンスとは



配偶者暴力相談支援センター相談件数等の推移について

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数(※1)	6,333	6,360	6,387	5,232	5,404
女性	6,204	6,188	6,209	5,147	5,295
男性	129	172	178	85	109
交際相手からの暴力による相談件数(※2)	69	150	103	65	103
DVによる一時保護	88	88	87	47	46

※内閣府調査より作成(被害者本人からの相談のみが対象)

対象加害者:(※1)配偶者・元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手・元交際相手 (※2)※1に該当しない交際相手・元交際相手

▶京都府内の配偶者暴力相談支援センターにおける令和4年度の相談件数は、前年度と比較し微増(前年度比103.2%)となりました。

女性つながりサポート事業

○事業内容

- ・京都府男女共同参画センターによる女性相談の実施
- ・民間団体の専門性を活用した女性相談・伴走支援の実施

無料電話相談・カウンセリング、ワークショップ、グループワーク等

【実施団体】

株式会社ウィメンズカウンセリング京都
公益財団法人葵橋ファミリー・クリニック

- ・チャットルーム「ここはな」でのチャット相談の実施

誰でも気軽に相談ができ、ハードルが低く感じられ、相談内容もDVにとどまらず多岐に渡り、若年層からの相談も多くなっています。



事業詳細はこちら



デートDV予防啓発講座

府内の高等学校においてデートDV(交際関係にあるカップル間で起こる暴力)について講座を開催しました。講座を受講した生徒のアンケートでは、「望まない行為や関わりなどで傷ついたり、相手を傷つけたりしないようにしたい」「周りの人を気にかけて、少しでも気づけるようにしたい」といった感想をいただきました。京都府では、引き続き学校等と連携して、教材の配布や講座を実施し、デートDVの防止啓発を推進します。

京都府立峰山高等学校 令和5年6月15日(木)

京都府立丹後緑風高等学校網野学舎 令和5年10月25日(水)

DV防止啓発講座

被害者にも加害者にもならないために、また、DVとは何かを正しく理解し被害を減らすために、府内3カ所で啓発講座を開催しました。

【南丹市会場】令和5年10月7日(土)

テーマ:「これってDVなのかな?知っておきたいDVの基礎知識」

【精華町会場】令和5年10月23日(月)

テーマ:「これってDVなのかな?知っておきたいDVの基礎知識」

【長岡京市会場】令和5年11月20日(月)

テーマ:「面前DVって何?子どもにどんな影響があるの?」



配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議

配偶者等からの暴力による被害者を支援するため、京都府・京都市・関係団体で構成。それぞれの機関が行う支援を適切に組み合わせることで、効果的かつ円滑な支援の実施を目指しています。

DV被害者支援シンポジウムを開催しました(令和5年11月12日(日))

【講演】「DV防止法改正とこれからの被害者支援

～それってDVかも。パートナーとの関係は対等ですか?～」

講演:手嶋 昭子 氏

(京都女子大学 法学部教授・ジェンダー教育研究所所長)

【パネルディスカッション】

手嶋 昭子 氏(同上)

芹澤 出 氏(京都市DV相談支援センター統括責任者)

周藤 由美子 氏(ウィメンズカウンセリング京都 フェミニストカウンセラー)

進行:今井 まゆり 氏((公財)京都市男女共同参画推進協会 理事・相談室長)



パープルリボンキャンペーン2023

パープルリボンは、女性に対する暴力根絶運動のシンボルです。京都府では11月12日～11月25日を「配偶者等からの暴力をなくす啓発期間」と定め、11月12日(日)・13日(月)に、京都タワーのライトアップ、12日(日)～25日(土)(14日(火)を除く)に、京都府庁旧本館のライトアップを行うパープルリボンキャンペーン2023を実施しました。

京都商工会議所女性会及び国際ソロプチミスト京都から事業協力をいただいたほか、配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議構成団体など26団体の後援、109団体の協賛など多くの団体のご協力を得て、配偶者等からの暴力の根絶を呼びかけました。



DV加害者カウンセリング・グループワーク

DV被害者支援の一環として、DV加害者を対象とした更生のためのカウンセリングを実施しています。加害者が自らの行動に気づき、暴力に頼らない関係づくりを身につけることを目指しており、専門の相談員と個人カウンセリングを行った後、グループワークを行います。

対象は、京都府内に在住または在勤、在学している20歳以上の更生意欲のある男性です。

詳細は京都府のホームページをご確認ください。

<http://www.pref.kyoto.jp/josei/dvcounseling.html>

QRコードからもHPを
ご覧いただけます。→



DV被害者支援グループワーク

<DV被害者対象>

DVを受けている(いた)方が自らの経験を振り返り、心を整理して前に進むために、グループワークを実施しました。

【南部会場(京都市)】令和5年10月13日、10月20日、10月27日(いずれも金曜日)

<支援者対象>

DVの心理的影響を学び、いち早くDVに気づき、被害者を傷つけることなく必要な支援につなげるために、グループワークを実施しました。

【南部会場(京都市)】令和6年2月27日、3月5日(いずれも火曜日)

【北部会場(綾部市)】令和6年3月1日(金)